規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年三月三十一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二―三―三九

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官）	（審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官）
第八条　（略） ２・３　（略）	**第八条**　（略） ２・３　（略）

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

令和二年三月三十一日

人事院規則一六―〇―六九

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例） **第三十二条**　補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。		（警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例） **第三十二条**　補償法第二十条の二の人事院規則で定めるものは、皇宮護衛官、海上保安官補、刑事施設の職員、入国警備官、麻薬取締官、内閣府沖縄総合事務局又は国土交通省地方整備局若しくは北海道開発局に所属し、河川又は道路の管理に従事する職員、警察通信職員（人事院が定める職員に限る。）及び国土交通省地方航空局に所属し、消火救難業務に従事する職員（人事院が定める職員に限る。）とし、同条の人事院規則で定める職務は、職員の区分に応じ、次の表に定める職務とする。	
職員	職務	職員	職務
一　警察官、皇宮護衛官、海上保安官及び海上保安官補	一・二　（略） 三　勾引状、勾留状又は収容状の執行 四・五　（略）	一　警察官、皇宮護衛官、海上保安官及び海上保安官補	一・二　（略） 三　勾引状、勾留状又は収容状の執行 四・五　（略）
4　公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。		4　公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。	
5～7　（略） （公文書監理室の所掌事務） **第十二条の三**　公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　人事院の保有する個人情報の保護に関すること。		5～7　（略） （公文書監理室の所掌事務） **第十二条の三**　公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） （新設）	
（情報管理室の所掌事務） **第十二条の四**　情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） （削る）		（情報管理室の所掌事務） **第十二条の四**　情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　人事院の保有する個人情報の保護に関すること。	

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

人事院総裁　一宮なほみ